# 富自販けんぽだより

熱中症にご注意ください。

こまめな水分補給を取りましょう!



2016.7 No.12

富山県自動車販売店健康保険組合 Tel076-424-3322

## 平成28年度も健康保険被扶養者資格の再確認を実施します。

健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっているかたが、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。

#### (確認方法)

事業所の事務担当者より、対象となる方には、現在も被扶養者に該当するかを確認させていただきますので、被保険者の皆様には、被扶養者削除の手続きや各種提出書類等のご協力をお願いいたします。

被扶養者の再確認は、皆様の保険料負担軽減に繋がる大変重要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

被扶養者の異動があった場合は、早めに届出ください。



#### ●知っていますか?

高齢者医療制度に拠出する「納付金」の一部は、加入者数等の基礎数値を基に 算定されています。

現在の社会保険のしくみは、国民の共同連帯の理念に基づき 国民全体で「高齢者医療制度」 を支えており、わたしたちの健保組合においても高齢者への納付金を皆さんの保険料から拠出し ております。

この高齢者医療制度への「納付金」の一部については、<u>組合に加入する被保険者数・被扶養者</u> <u>数等の基礎数値を基に算出</u>することになっておりますので、被扶養者の異動の届出がされていないケース(例えば配偶者が正社員として就職したのにそのまま被扶養者に入っていた場合など)によって、必要以上の納付金を拠出しなければならないことになりますので、異動が生じた場合は速やかに異動の届出を行ってください。

被扶養者認定の適正化により、組合の保険料率の伸びを少しでも抑えることができるとともに加入者の皆様へのご負担にも大きく繋がりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### 年金・健康保険等の ライフプランセミナーのご案内



#### ◆「知って得する年金手続き・退職時の健康保険アドバイス」◆

健康保険組合では、今後の将来設計のひとつとしてお役立ていただくために、今後予定される「年金受給」や「各種社会保険の退職時の事務手続き」などについて、下記のとおりセミナーを実施いたしますのでご希望の方は、各事業所の担当者までご連絡ください。



#### Oセミナー内容

- ●年金制度の知識に関すること(老齢厚生年金など)
- ●退職時の(年金・健康保険)手続きに関すること
- ●雇用保険の給付に関すること

○対象者 : 当組合に加入する55歳以上の被保険者(配偶者との参加も可能です※)

(※事業所で開催の場合は配偶者の参加の可否について事前にご確認ください。)

〇開催日 : 平成28年9月~10月

〇時 間 : AM10:00~12:00(予定)

〇場 所 : A.会社での実施を希望する場合・・・

事業所で15名程度の参加希望者がいる場合は、事業所が指定する場所 (対象者が集まった場合は日程等につきまして事業所より健康保険組合へご連絡 ください。)

B.健康保険組合が指定する会場を希望する場合・・・

(予定:富山県流通会館 9月5日(月)、6日(火)の午前10時から2時間) いずれも定員25名。 参加者多数の場合は10月も予定しています

※上記Bは、申込者に別途ご案内をお送りさせていただきます。

○講師 社会保険労務士又は年金事務所(健康保険組合を含む)

○申込期間 : 平成28年7月1日(金)~8月1日(月)

〇参加費 :無 料

〇申込方法 :参加をご希望の方は、各事業所の担当者(総務)までご連絡ください。